

広島県告示第三百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって、当該土地の区域をもって同表下欄に掲げる町の区域を新たに設定する旨、三原市長から届出があった。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄	位 置	面 積	下 欄
	三原市糸崎八丁目乙七二八の二から七二一の八を経て六七四の九に至る間の地先公有水面		